

平成十九年十二月二十八日受領
答弁第三四三三号

内閣衆質一六八第三四三三号

平成十九年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する第三回質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する第三回質問に対する答
弁書

一から三までについて

「いじめ」とは、一般に、弱い者を苦しめることをいうものと承知している。

防衛省においては、自殺の原因について、「病苦」、「借財」、「家庭問題」、「職務」、「その他・不明」という区分に整理して把握しているところであるが、お尋ねの「いじめ」がいずれの区分に整理されるかについては、一概にお答えすることは困難である。

防衛省においては、例えば、上位の階級等にある者が、部下等に不法又は不当に精神的又は肉体的苦痛を与える行為を行った場合には、事実関係を把握した上で、私的制裁、傷害又は暴行脅迫として懲戒処分を行っているとところである。

四及び五について

平成十九年七月、海上自衛隊護衛艦「きりさめ」に搭乗していた自衛官が自殺をしたという事実はあるが、防衛省として、当該自殺の経緯については、御遺族への配慮等の観点から、お答えすることを差し控

えたい。

六及び七について

防衛省においては、行政文書の開示に当たっては、関係法令に基づいて、適切に対処するとともに、自殺防止対策については、中長期的な視点に立って、継続的に実施することが必要であると考えており、前途ある隊員を志半ばで失うことや悲しい思いをされる御家族が生じるといったことをなくすべく、今後とも隊員の自殺防止に全力で取り組んでまいりたい。